

京都市告示第 32 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 51 条の 20 第 1 項の規定により，次のとおり法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成 29 年 4 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人伏見ふれあい福祉会（理事長 高橋 泰一郎）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区京町六丁目 6 1 番地

3 事業所の名称

相談支援事業所はんなり

4 事業所の所在地

京都市伏見区京町 6 丁目 6 1

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

平成 29 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2 6 3 0 9 8 2 0 4 5

（保健福祉局障害保健福祉推進室）